

注記事項について（案）

1. （現行）他法人等との取引内容等について記載する注記項目

○ 現行の学校法人会計基準第7号様式において注記事項の1つとして「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」を記載することとされている。また、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」（平成17年5月13日17高私参第1号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」（平成25年9月2日25高私参第8号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）に具体的な例示がされており、重要性があると認められる場合に注記することとされている。

○ 具体的な項目のうち、他法人等との取引内容等について記載する項目は以下3項目である。

(1) 学校法人の出資による会社に係る事項

○ 当該注記は「当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況」を説明し、学校法人の財務状況を当該会社と関連付けて適切に把握できるよう、その出資状況や当該会社から学校法人への寄附金額等について、学校法人の計算書類に脚注として記載するもの。（「学校法人の出資による会社の設立等について」（平成13年6月8日13高私行第5号文部科学省高等教育局私学部私学行政課長・参事官通知）

記載対象となる法人	当学校法人の <u>出資割合が総出資額の2分の1以上</u> である会社
-----------	--------------------------------------

「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」

（平成25年9月2日25高私参第8号）（別添）注記事項記載例 抜粋

(3) 学校法人の出資による会社に係る事項

当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況は次のとおりである。

- ① 名称及び事業内容 株式会社〇〇 清掃・警備・設備関連業務の委託
- ② 資本金の額 ×××円
- ③ 学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日
平成××年××月××日 ×××円 ×××株
総出資金額に占める割合 ××%
- ④ 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額
受入配当金××円 寄附金××円 当該会社からの長期借入金×××円
- ⑤ 当該会社の債務に係る保証債務 学校法人は当該会社について債務保証を行っていない。

(2) 関連当事者との取引

○ 関連当事者とは、ア. 関係法人、イ. 当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人、ウ. 当該学校法人の役員及びその近親者（配偶者又は2親等以内の親族）又はこれらの者が支配している法人をいう。（「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」（平成17年5

資料 2 - 1

月 13 日 17 高私参第 1 号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)) 関連当事者との取引のうち、一定の条件を満たす例外を除き、注記するもの。

○ 『関連当事者との取引は恣意性の介入する余地があるため特に透明性が要求される。したがって、関連当事者が自己又は第三者のために学校法人と取引を行った場合には、取引内容を記載することによって学校法人の計算書類の透明性を高めることとなる。』（日本公認会計士協会学校法人委員会研究報告第 16 号「計算書類の注記事項の記載に関する Q&A」（平成 26 年 12 月 2 日最終改正）,QA24）

記載対象となる法人等	<p>ア. 関係法人</p> <p>イ. 当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人</p> <p>ウ. 当該学校法人の役員及びその近親者（配偶者又は 2 親等以内の親族）又はこれらの者が支配している法人 （関係法人とは） 一定の人的関係、資金関係等を有する法人であり、以下の場合に該当</p> <p>ア. <u>一方の法人の役員若しくは職員等が、他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること</u></p> <p>イ. <u>法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資を行っていること</u></p> <p>ウ. <u>法人の意思決定に関する重要な契約等が存在すること</u></p> <p>ただし、財務上又は事実上の関係から法人の意思決定に関し重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には、対象外</p>
------------	---

「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」

（平成 25 年 9 月 2 日 25 高私参第 8 号）（別添）注記事項記載例 抜粋

(8) 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属性	役員、法人等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
理事	鈴木一郎	—	—	A 社代表取締役	—	—	—	資金の貸付	××	貸付金	××
理事長××が議決権の過半数を有している会社	B 社	東京都××区	××	不動産の賃貸及び管理他	×%	兼任 1 人	不動産の賃貸借契約の締結	家賃の支払	××	敷金	××
理事	田中二郎	—	—	—	—	—	—	無償の土地使用	0	—	0

(注) 貸付金については、市場金利を勘案して貸付金利を合理的に決定している。

(3) 学校法人間の財務取引

○ 学校法人の経営状況や財政状態についてより透明性を高める観点から、学校法人間の取引について明らかにすべきとの課題に対応するため、関連当事者の注記に該当しない場合についても、広く貸付金・債務保証等の学校法人間の取引について注記するものである。（「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」（平成 25 年 9 月 2 日 25 高私参第 8 号文部科学省高等教育局私学部参事官通知））

① 学校法人間での貸付け、借入れ、寄付金（現物寄付を含む）、人件費等の負担及び債務保証その他これらに類する取引が、当該年度中にあるか又は期末に残高がある場合は、以下の例を参考に注記するものとする。

② 学校法人間取引についての注記は、関連当事者との取引に該当する場合であっても注記するものとする。また関連当事者との取引についての注記は、学校法人間取引にも該当する場合であっても注記するものとする。

記載対象となる法人	他の学校法人
-----------	--------

「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」

（平成 25 年 9 月 2 日 25 高私参第 8 号）（別添）注記事項記載例 抜粋

(10) 学校法人間の財務取引
学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	関連当事者
○○学園	東京都 ○○区	資金の貸付	×××	貸付金	×××	
●●学園	大阪府 ○○市	債務保証	×××		×××	

(注) 関連当事者欄には、関連当事者の注記対象にも該当する場合は「○」を記入する。

2. 子法人の注記要否

(1) 改正私立学校法における取り扱い

○ 今般の私立学校法（以下、「私学法」）改正に伴って、子法人が「学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるもの」と規定され（改正私学法第 31 条第 4 項 2 号等）、今後私学法施行規則において、子法人の定義を規定予定（学校法人が議決権の過半数を有する他の法人などを定める予定）。

○ 私学法改正のポイントの 1 つとして、子法人の役職員の監事・評議員への就任制限を設ける（第 46 条第 2 項、第 62 条第 5 項 3 号）とともに、監事や会計監査人に子法人の業務等の調査権限を付与する（第 53 条第 2 項、第 86 条第 4 項）など、子法人に対するガバナンスが強化されている。

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）※下線は事務局追記

（理事の資格及び構成）**第三十一条**

4 理事には、次に掲げる者が含まなければならない。

一 （略）

二 その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び子法人に使用される者のいずれでもない者

私学法施行規則案における子法人の定義（案）

（子法人）

第〇〇条 法第三十一条第四項第二号（法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 学校法人（法第一百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人。次号において同じ。）又はその一若しくは二以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人

二 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える他の法人

イ 学校法人の役員、評議員又は職員

ロ 学校法人の一又は二以上の子法人に係る子法人役員又は子法人に使用される者

ハ 学校法人又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該構成員に選任された者

ニ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ、ロ又はハに掲げる者であつた者

(2) 論点① 注記すべき内容

○ 現行の「当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況」注記においては、出資割合に着目して注記対象となる法人が定められていた。

○ 改正私学法施行規則における子法人の定義の案では、議決権の割合や意思決定機関の構成員の総数に占める人数の割合に着目して、その経営を支配している法人かどうかを判定する考え方となっている。

○ 両者の概念は異なるものであることから、両者についての注記内容をどのようなものとするか。

➤ 対応案（資料 2 - 2 参照）

	内容	学校法人の出資による会社に係る事項の注記	子法人の注記
案 1	学校法人の出資による会社に係る事項に <u>加えて</u> 、私学法施行規則に規定される子法人について記載する。	現行の注記内容を記載する	記載する
案 2	<u>現行どおり</u> 学校法人の出資による会社に係る事項を <u>記載</u> し、私学法施行規則に規定される子法人について <u>記載を求めない</u> 。	現行の注記内容を記載する	記載しない
案 3	学校法人の出資による会社に係る事項に <u>代えて</u> 、私学法施行規則に規定される子法人について記載する。	記載しない	記載する

※案 1 においては、子法人の定義と学校法人の出資による会社に係る事項注記の対象となる出資会社の定義と、双方に該当するケースが想定される。

当該ケースにおいては、注記内容の重複を避けるため、当該法人に関する開示情報は子法人の注記に記載し、学校法人の出資による会社に係る事項注記項目のうち、重複する内容については記載を省略する。

また、子法人の注記及び学校法人の出資による会社に係る事項注記のそれぞれにおいて、両方に該当する旨を示す様式とする。

加えて、関連当事者との取引注記、学校法人間の財務取引注記に関しても、同時に記載対象に該当するケースが想定されるため、同様の様式とする。

(3) 論点② 関係法人について、関連当事者の取引との関連性（第4回、第7回意見）

○ 関連当事者との取引の注記の対象となる関係法人とは、一定の人的関係、資金関係等を有する法人をいい、具体的には以下の場合に該当することとされている（再掲）。

- ア. 一方の法人の役員若しくは職員等が、他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること
- イ. 法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資を行っていること
- ウ. 法人の意思決定に関する重要な契約等が存在すること

○ 関係法人の定義のうち、ア. については意思決定機関の構成員の総数に占める人数の割合について定めており、子法人の定義と関連当事者との取引の注記の対象となる関係法人の定義の双方に該当するケースが想定されるが、この場合にどのように注記するか。

○ 例えば、重複する部分については記載を省略するが、子法人の注記に他の注記事項と重複することを記載する方法も考えられる。

▶ 対応案

関連当事者との取引の注記の対象となる関係法人と、子法人と共に該当する場合の記載方法は、論点①対応案※に記載のとおり、注記内容の重複を避けるため、当該法人に関する開示情報は子法人の注記に記載し、関連当事者との取引の注記項目のうち、重複する内容については記載を省略する。また、子法人の注記及び関連当事者との取引注記のそれぞれにおいて、両方に該当する旨を示す様式とする。

(4) 論点③ 子法人の財務状況の記載について（第4回意見）

○ 第4回検討会で提示した案では、国立大学法人会計基準の「関連公益法人等の情報開示」（資料2-2（参考）参照）を参考に、子法人の財務状況について記載案を提示した。

○ しかしながら、改正私学法においては、学校法人の会計監査人に子法人の業務等の調査権限が付与されるが、子法人の財務諸表等に対して会計監査を行う権限は無いものの、子法人の財務状況が記載されることによって、学校法人の公認会計士が当該子法人の財務情報も保証しているように見えるリスクが想定される。

○ 子法人に対するガバナンスの観点においては、子法人の概要、支配の状況、子法人との関係及び子法人との取引の状況を開示することが重要と考えられる。

○ また、現行の学校法人会計基準に求められる「学校法人の出資による会社に係る事項」や「関連当事者との取引」注記では、注記対象となる法人の概要や、当該法人との取引状況等について注記が求められる一方で、財務状況の注記は求められていない。

➤ 対応案

子法人に対するガバナンスの観点においては、子法人の概要、支配の状況、子法人との関係及び子法人との取引の状況を開示することが重要であることから、子法人の財務状況の記載は要しないこととする。 【第7回検討会で賛成のご意見あり】

(5) 論点④ 「役員の氏名及び兼職等の状況」の記載内容（第4回・第7回意見）

- 役員の兼任状況について氏名を公表することにより、機能面の議論より、属人的な議論がされるおそれがあるとの意見があった。
- また、兼任の範囲について、「元教授」や「顧問」まで含めるかという点を明確にする必要があるとの意見があった。
- 第7回で改めて検討した際、「役員」に関しては、兼任している人数だけでなく、兼任している者の肩書までは必要との意見があった。

➤ 対応案

当該部分で重要な情報は役員の氏名ではなく、役員の兼任状況を示すことで、子法人の支配状況を把握することにあることから、役員の氏名は記載せず、意思決定機関の構成員のうち、私学法施行規則の二 イ、ロ、ハ、ニに該当する者の総数及び該当する者の肩書を記載する。

(6) その他第4回、第7回における主な意見と考え方及び対応

主な意見	考え方及び対応
別の公益法人を学校法人が支配しているという事実はあり得るのか、そのような表示で問題ないのか、内閣府に確認してはどうか	<p>私学法の規定や私学法施行規則案の規定案においては、子法人の定義に法人形態は限定されておらず、公益法人であっても定義に合致する法人であれば「子法人」と整理されることから、「子法人」となる公益法人についても、子法人の注記対象となることが想定される。</p> <p>内閣府に確認したところ、以下の通り。</p> <p>①公益法人法制上、公益法人の社員総会や評議員会の過半数を特定の法人関係者で占めることを否定する規定はない。したがって、改正私学法における「子法人」として公益法人が記載されることについて問題はないとのこと。ただし、法人の運営実態として、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることは禁止されている。</p>

主な意見	考え方及び対応
	②公益法人会計基準の「関連当事者との取引」注記において、関連当事者の範囲に「当該公益法人を支配する法人」の記載が求められているとのこと。
<p>学校法人の経営を支配している他の法人（※）に関する情報開示も必要ではないか。</p> <p>（※第7回検討会では「親法人」との表現があったもの）</p>	<p>会社法では「親会社」の定義が規定されているが、私立学校法の改正にあたり参考にして一般社団・財団法人法や社会福祉法では、「親法人」の定義は規定されていない。私立学校法においても、現行法及び改正法のいずれにおいても、「親法人」の定義は存在しない。</p> <p>学校法人の設立についてはいずれも寄付で賄うこととされており、会社法における「出資」や「持分」の概念は存在しない。設立にあたって拠出された私財は全て寄付として整理され、例えば宗教法人等が事実上の設立母体となる場合であっても、会社法における「出資」や「持分」という考え方による学校法人における「親法人」はそもそも観念することができない。</p> <p>他方、改正私学法では「子法人」が定義されており、理論上は、ある学校法人（以下「A学校法人」という。）の役員、評議員または職員が、他の学校法人（以下「B学校法人」という。）の意思決定機関（通常は理事会）の構成員の総数の百分の五十を超える割合を占めていることは想定される。</p> <p>この場合、B学校法人はA学校法人の「子法人」に該当することになる。但し、このような場合であっても、私立学校上に「親法人」の定義・規律が存在しない以上、A学校法人はB学校法人の親法人に該当することにはならない。</p> <p>学校法人会計基準における当該ケースの取扱いとしては、A学校法人はB学校法人の「関係法人」として、B学校法人の計算書類における「関連当事者との取引」注記に記載される取扱いとなる。</p>
<p>子法人を全部書くのか、重要な子法人というようにするのか検討の余地がある</p>	<p>重要性の判断について基準を示すことが困難であり、すべての子法人について記載することとする。</p> <p>【第7回検討会で特段のご意見なし→了承】</p>